

# 施設の命名について

施設の名称を決定することが必要。

類似の環境省施設の名称例は、以下のとおり。

## (案1)水鳥観察館

例 厚岸水鳥観察館、浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館

## (案2)水鳥・湿地センター

例 宮島沼水鳥・湿地センター

## (参考)野生生物(鳥獣)保護センター

例 釧路湿原野生生物保護センター

(←専門治療施設に限定するので、今回は採用不可)

ラムサール条約登録湿地であることを強調し、展示内容も水鳥だけでなく、植生や地域の人々と濤沸湖の歴史を取り上げているため、

## 「水鳥・湿地センター」

を候補としたい。

また、濤沸湖の地名標記について

## (案1)濤沸湖

## (案2)濤沸湖

## (案3)とうふつ湖

誰もが親しみやすい施設名とすることから 案3を採用したい。

以上により本施設の名称は以下のとおりとしたい。

## 「とうふつ湖水鳥・湿地センター」